

(宛先) 春日市長

## 第3子以降届出保育施設等保育料補助金交付申請書

【令和 年 月～令和 年 月利用分】

私は、春日市第3子以降届出保育施設等保育料補助金交付要綱第12条の規定に基づき、第3子以降届出保育施設等保育料補助金の交付について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。

なお、第3子以降届出保育施設等保育料補助金交付の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者の世帯の状況について、春日市が住民基本台帳で確認すること。
2. 対象児童の教育・保育施設の利用状況について、春日市が教育・保育施設に確認すること。
3. 春日市が、教育・保育施設に係る教育・保育給付又は施設等利用給付の状況について確認すること。
4. 保育料の支払い状況を春日市が対象施設に確認すること。
5. 課税状況を春日市が確認すること。

## 1. 保護者(請求者)について

フリガナ			住所		
保護者氏名			住所が前回申請 または請求時から	<input type="checkbox"/> 変更なし	
電話番号	-	-		<input type="checkbox"/> 転居した	<input type="checkbox"/> 転出した
就労状況等が前回申請 または請求時から	父	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 就職した	( )	
		<input type="checkbox"/> 退職・転職した	<input type="checkbox"/> その他		
	母	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 就職した	( )	
		<input type="checkbox"/> 退職・転職した	<input type="checkbox"/> その他		

※ 就労状況等に変更があった場合は、就労証明書等、新たな保育を必要とする理由に応じた書類の提出が必要です。(既に提出した場合を除く。)

## 2. 請求の対象となる児童について(児童ごとに申請してください)

フリガナ			住所	<input type="checkbox"/> 保護者と同じ
児童氏名				<input type="checkbox"/> 保護者と異なる
生年月日	年	月	日	生計同一のきょうだいで出生順に数えた順位
			第 子	<input type="checkbox"/> 前回申請・請求時から変更なし
				<input type="checkbox"/> 前回申請・請求時から変更あり

## 3. 補助金の振込先について(保護者が口座名義人となっているもの)

金融機関名及び支店名				預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
				口座番号		
銀行・信用金庫		支店		口座名義(カタカナ)		
農協・信用組合		出張所				

## 4. 請求の対象となる期間中に利用した保育施設について

①	保育施設名称		<input type="checkbox"/> 在園中
			<input type="checkbox"/> 途中入園した( 年 月 日)
			<input type="checkbox"/> 退園した( 年 月 日)
②	保育施設名称		<input type="checkbox"/> 在園中
			<input type="checkbox"/> 途中入園した( 年 月 日)
			<input type="checkbox"/> 退園した( 年 月 日)

&lt;裏面にも記入欄があります&gt;

5. 補助金請求金額とその内訳

利用年月日	保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※1 ※2	月額上限額 (b) ※3	請求額 (aとbを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
請求額の合計			円

※1 上記で記入した保育料を支払ったことを証明する書類（施設から発行された提供証明書）をすべて添付して下さい。

※2 保育料の設定がひと月単位を超える単位（四半期、前期・後期など）となる場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）

※3 月額上限額は、企業主導型保育施設利用の0歳児は37,100円、1～2歳児は37,000円、その他の届出保育施設利用者は42,000円となります。  
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。  
 ・月途中で認定期間が終了する場合の限度額：月額上限額×認定期間の終日までの日数÷その月の日数  
 ・月途中から認定期間が開始される場合の限度額：月額上限額×認定日からの日数÷その月の日数

（9月以降の保育料の請求について）

9月から翌年3月までの保育料についての補助金を請求するときは、次の場合を除いて、当年度の住民税の課税世帯であることがわかる書類の提出が必要です。

- ・春日市で当年度の住民税が課税されている
  - ・既に当年度について住民税の課税世帯であることがわかる書類を市こども未来課窓口提出している。
- このほか、きょうだい認可保育所、認定こども園の保育機能部分、施設型給付を受ける幼稚園に在籍し、当年度の9月以降の保育料についての決定（暫定による場合を除く。）がなされているときも、書類の提出は不要となります。

### 補助金請求の最終締切日

令和8年度利用分の補助金請求の締切日は、令和9年4月20日（火）（必着）です。  
期日を過ぎたときは、補助金の支払ができませんのでご注意ください。